

立ち食いそば店で バランスを崩して他の客の服を 汚してしまった場合の補償は？



相談者の気持ち

立ち食いそば店で、でき上がったそばを席に持って行く途中、床が少し盛り上がっていてつまずき、そばをこぼして別のお客さんの服を汚してしまいました。私がクリーニング代を出さなければならないでしょうか。

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



このご相談の場合、相談者はわざと（故意で）そばをこぼしたわけではありませんが、そばを席に持って行くにあたってつまずいたことについては、不注意（過失）があったと考えられます。そうすると、相談者は過失による不法行為責任（民法709条）を負い、服を汚してしまったことについてクリーニング代という損害の賠償責任を負うことになるのが原則です。

しかし、この立ち食いそば店（以下、店）では、「床が少し盛り上がり」いたとのことで、相談者がつまずいたのがそのためであれば、過失の原因は相談者の不注意ではなく、つまずくような状態の床を放置していた店側の不注意にあるとも考えられます。というのも、店側には客が安全に利用できるよう、店舗内を適切に維持管理する義務があります。

このような場合、問題となるのは、つまずいてそばをこぼすほどバランスを崩すことになった原因がどちらにあるのかということになりますので、その点についての客観的な検証をすることが第一となります。

まず、つまずいた時の相談者の歩行経路を確認し、その経路における床面の凹凸を測定することが必要になります。その際は、単に床の寸法を計測するだけでなく、その床の凹凸が歩行の安定に及ぼす影響と合わせて判断する必要がありますので、建築の専門家の援助を求めることが望ましいと考えられます。

そのうえで、そばの入った器を持って移動する際にその床の凹凸を自覚することがどの程度困難であったかということ、専門家の目から見て判断してもらうことになります。

また、ほかの客が同じ場所を移動した際にバランスを崩したりして危険を感じるようなことが過去になかったかどうか、その床が危険な状態であったかどうかを判断する上で重要な要素です。

そのような調査の結果、床が盛り上がっていなければバランスを崩すことがなかったと判断される場合には、相談者に責任は無いということになります。もっとも、床の変形がバランスを崩す主な原因であったとしても、よく注意をしていればそばをこぼすほどにバランスを崩すことはなかったと考えられる場合も多いと思われるので、その場合、相談者と店とは、被害者との関係では共同不法行為者（民法719条1項）になり、連帯責任を負うことになります。

他方で、店と相談者の責任の所在が明確にならない間、被害者が放っておかれることになると、被害の救済が遅れ、被害者としては店と相談者の双方に対して怒りが高まることとなりますので、店と相談者で話し合っただけで被害救済を優先することも重要です。

店と相談者が良好な関係であればよいのですが、互いに責任を押し付けあうようなことになりそうな場合には、早めに弁護士に相談して円満な解決を図ることをお勧めします。